

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年9月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成28年7月1日（金）午後3時55分頃、東消防署職員の運転する消防車が、周南市大字徳山の徳山リハビリテーション病院敷地内で方向変換した際に、建物の軒先に接触し、軒先の一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市大字徳山626番地

氏名 医療法人社団生和会 徳山リハビリテーション病院

理事長 福澤 正洋

(3) 損害賠償の額

¥70,200-

2 専決処分の年月日

平成28年8月15日

(参考)

事故状況図

